

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第16回農業委員会総会議事録

令和6年10月30日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	10	山田 裕之	委員
	11	齊藤 浩明	委員



事務局 長	<p>只今から、第16回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中13名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、10番山田委員さん、11番齊藤委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p> <p>番号1 土地の所在が北143番1外1筆、現況地目が畑で合計面積8,686㎡、届出者 東京都 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和6年7月23日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>報告事項第1号は原案どおり承認いたします。</p>
議 長	<p>報告事項第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の失効について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告事項第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の失効について 農業経営基盤強化促進法の規定により、決定された農用地利用集積計画について、農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効がありましたので、報告します。</p> <p>番号1 利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里491番3外5筆、現況地目、畑で合計面積16,389㎡、利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買でした。 売買価格は732,750円、10㎡当たりの単価は45,000円です。あっせん会につきましては、令和6年7月4日から1回実施しております。 売主の死亡により対価の支払期限までに支払いができなかったためです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>

議	長	報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。
議	長	次に、議案の審議に入ります。 議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無についてこのことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について	下記の土地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて審議願います。
		<p>番号 1</p> <p>土地の所在が浜佐呂間 522 番 14、現況地目畑で面積 134 m<sup>2</sup>、所有者が●●●●、令和 6 年 8 月 9 日に現況確認を行っています。</p> <p>図面で説明いたしますと、(1 ページ)の土地です。対象地につきましては、国道 238 号、浜佐呂間山内道路沿い●●●●宅周辺の土地となります。</p>
		<p>現況及び経過について説明いたします。</p> <p>対象地は、前所有者の●●●●さんが平成 8 年頃に D 型ハウスを建築したとのことです。</p> <p>前所有者から対象地を購入した時にはすでに使っていて、物件が無許可建設との認識はなかったとのことです。</p> <p>所有者には農地法について説明し、違反転用にあたること、今後このようなことがないように、指導を行っています。</p>
		<p>番号 2</p> <p>土地の所在が西富 193 番 3、現況地目畑で面積 1,360 m<sup>2</sup>、所有者が●●●●さん、令和 6 年 9 月 30 日に現況確認を行っています。</p> <p>図面で説明いたしますと、(2 ページ)の土地です。対象地につきましては、佐呂間富丘間道路沿い●●●●さん宅周辺の土地となります。</p>
		<p>現況及び経過について説明いたします。</p> <p>対象地は、前所有者の親が昭和 61 年頃に倉庫を建築したとのことです。</p> <p>親から対象地を相続した時にはすでに使っていて、物件が無許可建設との認識はなかったとのことです。</p> <p>現所有者には農地法について説明し、違反転用にあたること、今後このようなことがないように、指導を行っています。</p>
		<p>番号 3</p> <p>土地の所在が永代町 141 番 14、現況地目畑で面積 347 m<sup>2</sup>、所有者が●●●●さん、令和 6 年 10 月 7 日に現況確認を行っています。</p> <p>図面で説明いたしますと、(3 ページ)の土地です。対象地につきましては、佐呂間町民センター道路沿い●●●●さん宅周辺の土地となります。</p>
		<p>現況及び経過について説明いたします。</p> <p>対象地は、現所有者が平成 7 年頃に車庫を建築したとのことです。</p> <p>農地転用制度の詳細を知らず、違反転用による無許可建設との認識はなかったとのことです。</p> <p>現所有者には農地法について説明し、違反転用にあたること、今後このようなことがないように、指導を行っています。</p>

		<p>以上、違反転用地ではありますが、申し合わせに従い、非農地判断を行い、現況地目を変更することとしてよろしいか、ご協議願います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	事務局長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
青野委員	事務局	<p>申し合わせにより違反転用の非農地判断を行った後、どうなりますか。違反転用を行った方によりますが、現況証明書を発行された後、法務局にて地目変更を行っています。</p>
議 長	各委員	<p>他に質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p>
議 長	事務局	<p>議案第1号は原案どおり決定いたします</p>
議 長	事務局	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてこのことについて、事務局の説明を求めます。</p>
議 長	事務局	<p>農地法第3条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について審議願います。</p> <p>番号1 土地の所在が栃木275番1外25筆、現況地目畑が254,141㎡、採草放牧地が42,751㎡で合計面積296,892㎡、譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●さん、農業従事者が世帯員4名、経営状況は乳牛60頭、育成牛60頭を飼育し、トラクター2台ショベル2台を所有、経営面積は、454,814.47㎡です。30年間の使用貸借です。この案件につきましては、10月17日関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと、(4~7ページ)です。</p> <p>申請地につきましては、中園15線道路、栃木18線道路、栃木40号道路、栃木21線道路のそれぞれの道路沿いにかけての佐伯宏宅周辺の土地となっています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	各委員	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p>
議 長	事務局	<p>議案第2号は原案どおり決定いたします</p>
議 長	事務局	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についてこのことについて、事務局の説明を求めます。</p>
議 長	事務局	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>番号1. 利用権の設定等を受ける者が、川西 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が川西 ●●●●さん。土地の所在が川西31番2外8筆、現況地目、畑が32,203</p>

		<p>m<sup>2</sup>、採草放牧地 5,043 m<sup>2</sup>で合計面積 37,246 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 10 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 67,000 円、10 ㍊当たり 1,800 円で、前は 3,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 9 月 18 日から 1 回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと（8 ページ）の土地です。</p> <p>申請地につきましては、道道計呂地若佐線沿いの土地、川西 41 号道路付近の土地となります。</p> <p>以上です。</p>
議 各 委 員 長	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p> <p>議案第 3 号は原案どおり決定いたします</p>
議	長	<p>議案第 4 号 農地中間管理機構による買入協議の要請について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>議案第 4 号 農地中間管理機構による買入協議の要請について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定により、利用関係の調整を進めたが、不調となったので、町長に買い入れ協議の要請をしたいので審議を求めます。</p> <p>番号 1.</p> <p>申出者が北見市 ●●●●さん、土地の所在が幌岩 133 番 1 外 7 筆、現況地目が畑で合計面積 180,188 m<sup>2</sup>です。</p> <p>当該地については、申出者より所有権移転のあっせんの申出があり、調整を進めてまいりましたが、不調となったことから、農地中間管理機構、公益財団法人北海道農業公社に買い入れ協議をおこなうよう佐呂間町長に要請をするものです。</p> <p>図面で説明いたしますと（9 ページ）です。</p> <p>買入協議要請地は国道 238 号付近の南側、幌岩西道路と幌岩浪速間道路付近に囲まれた土地となります。</p> <p>以上です。</p>
議 各 委 員 長	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p> <p>議案第 4 号は原案どおり決定いたします</p>
議	長	<p>議案第 5 号 現況証明願について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>議案第 5 号 現況証明願について</p> <p>下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。</p> <p>番号 1.</p> <p>土地の所在が浜佐呂間 522 番 14、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以</p>

外で利用状況は雑種地、面積 134 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●、願出人 幌岩 ●●●●、願出の理由が土地地目変更登記です。

この案件については議案第 1 号で非農地判断した土地を含めての、現況証明願となります。

図面で説明いたしますと、(1 ページ)です。申請地は、山内澄子宅周辺の土地となります。

番号 2.

土地の所在が幸町 6 番 1、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は宅地、面積 212 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 千葉県 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。

図面で説明いたしますと、(10 ページ)です。申請地は、佐小通学歩道道路沿い、●●●●宅周辺の土地となります。

番号 3.

土地の所在が西富 193 番 3、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、面積 1,360 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 札幌市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。

この案件については議案第 1 号で非農地判断した土地を含めての、現況証明願となります。

図面で説明いたしますと、(2 ページ)です。申請地は、佐呂間富丘間道路沿い、●●●●宅隣地の土地となります。

番号 4.

土地の所在が北 213 番 75、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、面積 45 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 北 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。

図面で説明いたしますと、(11 ページ)です。申請地は、新北第 1 線道路沿い、●●●●宅隣地の土地となります。

番号 5.

土地の所在が幌岩 347 番 1、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、面積 4,220 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●、願出人 幌岩 ●●●●、願出の理由が土地地目変更登記です。

図面で説明いたしますと、(12 ページ)です。申請地は、幌岩 1 線道路付近、●●●●事務所周辺の土地となります。

番号 6.

土地の所在が永代町 141 番 14、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、面積 347 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 帯広市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。

この案件については議案第 1 号で非農地判断した土地を含めての、現況証明願となります。

図面で説明いたしますと、(3 ページ)です。申請地は、佐呂間町民センター道路沿い、●●●●宅隣地の土地となります。

番号 7.

土地の所在が若里 491 番 14 外 1 筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、合計面積 6,993 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 東

京都 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。  
図面で説明いたしますと、(13 ページ) です。申請地は、若里東 10 号道路沿い、  
●●●●宅周辺の土地となります。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。  
各 委 員 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。  
議 員 長 ———異議なし———  
議 員 長 議案第 5 号は原案どおり決定いたします

議 長 各委員さんの方から何かありませんか。  
各 委 員 ———ありません———  
議 員 長 なければ第 16 回農業委員会総会を終ります。



